

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

松山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 松山地域

(1) 現況

本地域は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、行政・経済、教育などの高次の都市機能が充実するなか、快適な居住機能が形成されている一方、高縄山や瀬戸内海の豊かな自然環境や伝統ある歴史・文化などの多彩な地域資源を有し、比較的温暖な瀬戸内型気候のもと、果樹・水稻を中心とした多種多様な農作物の生産が行われている。

しかしながら、市内中心部の平野部を除く市東部の丘陵地及び山間部や市西部の島しょ部の中山間地域では、過疎化、高齢化に伴い、農地・農業用水の適正な管理が困難になってきており、担い手不足による農地の減少や、鳥獣被害による農業収入の低下もみられることから、国土保全・水源涵養等の多面的機能の低下が懸念されている。このため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	松山市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

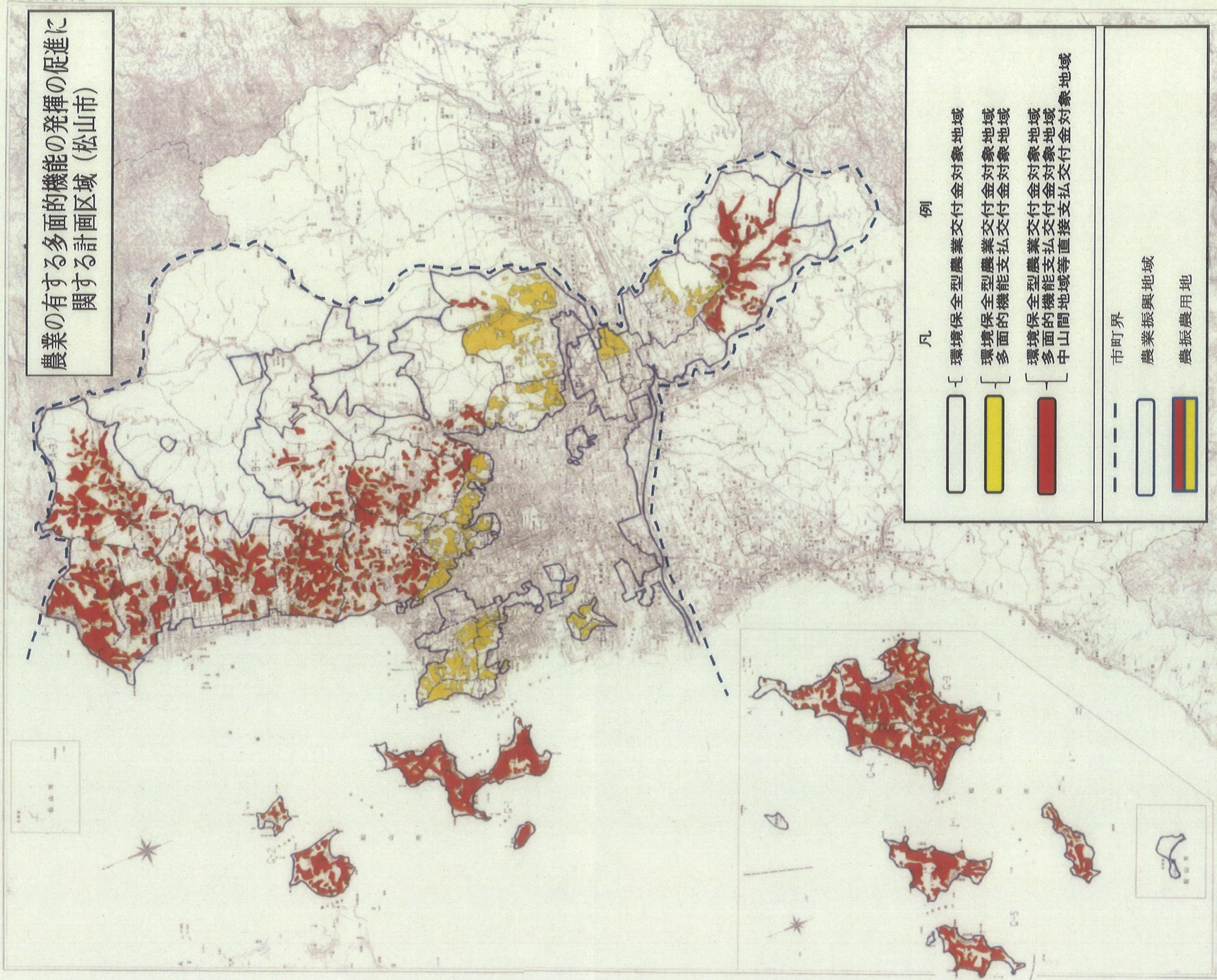
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に
関する多面計画区域（松山市）



法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧松山市（旧坂本村、旧湯山村、旧五明村）
- (イ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域：旧松山市（釣島、興居島）、旧北条市（安居島）、旧中島町全域
- (ウ) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧北条市全域、旧中島町全域
- (エ) 過疎地域自立促進法特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域：旧中島町全域
- (オ) 特認地域

地域振興立法8法の指定地域に隣接する旧市町村にあって、次のa～eの要件のうち、3つ以上の要件を満たす地域（旧市町村、大字又は集落）。ただし、DID（人口集中地区）を除く。

- a 農林業従事者割合が10%以上
- b 農林地率が75%以上
- c 農業従事者の高齢化率が39.3%以上
- d 耕作放棄率が9.4%以上
- e 耕地面積に占める急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）の割合が50%以上：旧松山市（旧伊台村、旧小野村の小屋峠集落、旧松山市の東大栗集落・権現集落・福角集落）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地

勾配 田 1/20以上

畑（樹園地を含む。以下同じ）、草地及び採草放牧地 15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地

勾 配 …… 田 1／100以上 1／20未満

畑、草地及び採草放牧地 8度以上15度未満で下記の①～④のいずれかに該当する農用地。

①急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、

一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合

(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、

水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)

②緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進

んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕

作放棄率の両者が全国平均以上とする。(高齢化率

30%以上、耕作放棄率：田5%、畑10%以上)

③一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在

する場合

一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在

し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。

④団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合

1ha以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混

在し、集落協定を結ぶうえで必要な場合。

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、松山市農業経営改善計画の認定基準に準ずる者など農業者の経営実態等に合わせて市長が認定するものとする。